

自然アクセス制の国際比較 ーコモンズ論の新展開に向けてー

○三俣 学（兵庫県）

研究の背景及び目的

近年、自然と人間の両者の間には、直接的なふれあいや利用という点で、また意識の上でも、大きな距離が生じつつある。「近い自然から遠い自然へ」、「近い水辺から遠い水辺へ」という変化の指摘（菅 2006）がそれを端的に物語っている。このような変化は「資源の過少利用問題」として議論される一方、野外活動の技法やマナーについての知識や経験の不足、ひいては児童・生徒らの体力の低下、心身疾患の増加などの一原因として捉えられている。本報告は、所有の如何を問わず、公衆が林野や水辺に分け入り、散策やベリー採取を楽しむことを可能にする「自然アクセス制」（Mitsumata 2019）を「自然と人との関係性」を結び直すものと位置づけ、国内外の先行研究のサーベイを通じ、同研究の着眼点および同制度の可能性と課題を検討した。

結果・考察

1. 「自然アクセス制研究」の着眼点

日本における自然アクセス制を考える際、1970年代、工場群による浜辺の囲い込みに対し「海は万人のもの」と主張した入浜権運動が重要である。同運動の研究を概観することを通じ、自然アクセス研究を進める際、①アクセスの許容される対象や空間、②アクセス主体に許容される行為、③アクセスを支える法や慣習、④制度生成のプロセス、⑤社会的認知、⑥社会・文化・自然環境の特性が、重要な着眼点として整理できた。

2. 先行研究の整理ー可能性と課題

自然アクセス制が社会に浸透している英国および北欧の既存研究のサーベイから、自然アクセス制の現代的意義が、①自然環境への関心の醸成、②教育的効果の発揮、③環境保全に資する政策への国民の理解の醸成、④健康増進や癒し効果、⑤乱開発の抑止的效果などにあることが分かった。同時に自然アクセス制は、不特定多数の利用を許容するゆえ「オープン・アクセス制」と類似性があり、「ただ乗り問題」や「過剰利用問題」を招来する点に課題がある点を指摘できる。この課題を乗り越え、いかに自然アクセス制の意義を引き出す仕組みを創出しうるかを検討するために、事例に即した比較研究が必要なことを論じる。

参考文献

- Mitsumata Gaku (2019 forthcoming) Forest Underuse in Present-Day Japan and Nature Access Systems: Transcending the Mythology of Intensive Land Use. In Suzuki, K, Teranishi, S and Oshima K, eds. *Greening the Japanese Economy*. Green Economics Institute.
- 菅豊（2006）「川は誰のものか：人と環境の民俗学」吉川弘文館。

（連絡先 三俣 学 E-mail gaku@econ.u-hyogo.ac.jp）

林野コモンズにおける過少利用問題と生態系サービス

○八巻一成（森林総合研究所）

目的と方法

「里山」の危機が叫ばれて久しい。本報告で対象とする茨城県南部つくば市に位置する筑波山地域では、かつて、茅場が広がる草原、開放的な林床のアカマツやクヌギ、コナラの林が広がり、いわゆる「里山」の景観が随所で見られた。しかし、農民の共的利用によって維持されてきたそうした林野では、農的利用の衰退によって生じた「過少利用」が里山景観の喪失、野生鳥獣害の拡大といった問題を引き起こしている。では、新たに生じたこれらの問題に、地域や社会はどう対応していけばいいのだろうか。本報告では、林野をコモンズと捉え、コモンズとしての林野と地域・社会の関係性の変遷と新たな動向について検討を行った。

林野コモンズとの関係性の変遷については、江戸時代元禄期の古絵図や明治期に作成された「第一軍管地方二万分一迅速測図（迅速測図）」、航空写真等を用いて明らかにした。また、林野コモンズとの関係性に関する新たな動きについては、行政資料や関係者への聞き取りによって把握した。

結果と考察

筑波山は山頂部分から筑波山神社がある麓にかけて神社有林が広がっており、古絵図では針葉樹林が描かれている。一方、それ以外の多くの林野は江戸期まで藩や旗本によって領有され、地元住民による入会利用が行われていたと考えられている。古絵図によると、山腹斜面には薪材林と思われるアカマツ林が描かれているが、その周辺には樹林が全く見られない斜面が描かれ、視界の開けた広大な草原もしくは原野が広がっていた可能性が高いと考えられる。迅速測図においても同様の状況が確認でき、絵図が描かれた時代から明治期までの林野景観に大きな変化はなかったものと推察される。一方、1949年に米軍によって撮影された空中写真を見ると、草原や原野があった場所に樹林が広がっているのが確認できる。こうした場所は明治の官民有区分によって国有林に編入されたものであるが、国有林化によってかつての農民的利用による採取圧が低下した結果、原野から樹林へと植生が遷移したのではないかと推察される。

入会林の国有林化や農民による林野利用の衰退によって、かつての草原や松林は手入れが行き届かない雑木林へと変化したり、拡大造林による針葉樹人工林への転換が行われた。しかし、こうした伝統的林野コモンズの管理放棄が生じた結果、近年では上述した過少利用問題が生じているが、これに対して新たな動きが見られつつある。茨城県は2008年から森林湖沼環境税を創設し、整備の遅れた樹林の間伐や下草刈りによって環境の維持を図るための取り組みを進めている。筑波山周辺でも森林ボランティア団体が担い手となり、環境整備活動が行われている。また、筑波山の南側に位置する宝篋山では、地元のNPOによってかつての山道を再生したハイキングコースの整備が行われている。このように、かつての薪炭林や茅場としての利用からボランティア活動やレクリエーションの場としての利用へと、林野コモンズと人々との関わり方が大きく変化してきている。つまり、林野コモンズが発揮すべき生態系サービスが、供給サービスから文化的サービスへと転換していく中で、林野コモンズに対する地域や社会の関わり方も大きく変貌してきているのである。以上のことから、林野コモンズに期待される役割の変化とともに、新たな林野コモンズのあり方が求められてきているのであり、そうした潮流を支えるためのしくみ・制度を構想していく必要があると言える。

（連絡先：八巻一成 yamaki@ffpri.affrc.go.jp）

アメリカの自然アクセス制 —サブシステム（生業）から日常享受性（レクリエーション）の確保へ

○神山 智美（富山大学）

課題と方法

先進諸国における自然アクセス制の比較検討において、米国のそれは避けては通れない研究対象となる。しかし、米国における自然アクセス制を総括したものは管見によれば存在しない。

筆者が専門とする法学領域からみれば、米国ロースクールのテキスト¹には、国立公園内でのリバーランナー（パワーボート含む）事例、国有林地内の河川の保全事例（川の保全はすなわちマス釣り愛好家にとってはレクリエーションの場の確保につながる）、アーカンソー州のダイヤモンド・クレーター州立公園におけるダイヤモンド発掘事例等が紹介されている。米国のアクセス制は多様なことが伺える。他方、米国法には、パブリック・トラスト・ドクトリン（公共信託理論）やステイト・アクション・ドクトリン（ステイト・アクション法理）が存在する。所有という概念は、日本法や大陸法のそれとは大きく異なり、“Estates in land（不動産権）”すなわち *possessory interests in land*（土地を占有しうる権利）と表現され、細分化されている²。

また、拙稿³では、ペンシルバニア州での狩猟（レクリエーション）とアクセスの関係によれば、いわゆる有限責任レクリエーション法（*Limited Liability Recreation Statute*）を連邦政府の「自主的なパブリック・アクセスと生息地増進を促進するプログラム（*Voluntary Public Access and Habitat Incentive Program : VPA-HIP*）」の基金によって実施している様子を記している。

以上からアクセス制のキーワードの一つは、「レクリエーション」であり、それを持続するためにも”*Liability*（法的責任）”の問題も避けては通れないとの考えに至った。これらを踏まえて、米国における手軽かつ日常生活に密着している自然の中を歩く（ハイキング等）を中心にレクリエーションとアクセス制の展開を、文献調査および現地調査から検討および検証している。

調査の現況

連邦政府は、国土の29%を保有する⁴。連邦政府以外の大規模土地保有者（州含む）が存在するのも特徴であろう。それゆえ、これらの保有地の扱われ方は歴史的に注目を浴びてきたし、独特なパブリック・アクセス制も編み出した。地理的偏り方によって、グルーピングも可能である。

また、公衆によるハイキング等の場所の確保のためには、何らかの形で大規模な土地が集められる。その手法には、土地の取得（*Land Acquisition*）、地役権（*Easement*）または信託（*Trust*）等を利用（併用）するものがある。本報告では、これらの具体例も提示する。

- 1 ERIC T. FREYFOGLE, MICHAEL C. BLUMM, & BLAKE HUDSON, *NATURAL RESOURCES LAW: PRIVATE RIGHTS AND THE PUBLIC INTEREST* 801-842 (2015) .
- 2 THOMSON REUTERS BUSINESS BARBRI ed., *REAL PROPERTY* 1-25 (2015) .
- 3 拙稿（2015）「土地所有者の管理義務と狩猟者のアクセス権を考える—ペンシルバニア州を事例として—」富大経済論集 60（3）443-479 頁。
- 4 鈴木光（2007）『アメリカ国有地法と環境保全』北海道大学出版会 3 頁。

（連絡先：神山 智美 kohyama@eco.u-toyama.ac.jp）

フランスにおける非森林所有者によるきのこ類の採取・譲渡について —私有林における現行法の規定を中心に—

○古井戸 宏通（東大）

課題と方法

実定法における自然享受権規定は、ゲルマン的社会が19世紀末以降ローマ法体系を継受する際に、慣習的な権利を明文化する必要から生じたとの説がある。仏国は、ドイツ語圏や北欧とは異質であることが予想される。森林所有をみても、私的所有権を確立した19世紀初頭以降、旧共同体有林に関しては、その殆どを市町村有林化（一部は国有林化）した上で、これを国—1960年代以降「林業公社」—の監督・管理下におく「森林国家監督体制 *régime forestier*」を構築したという点で、少なくともドイツ語圏とは大きく異なる。本報告では、仏国におけるきのこ類の採取・譲渡に焦点を絞り、関連する実定法を二次文献の解説により瞥見する。

結果と課題

Liagre は「森林小産出物の譲渡 *cessions de menus produits*」という項において、土地の果実を自生・栽培を問わず土地所有者に帰属せしめる民法典547条（1804年発布）に拠り、植物種空間保護規制を例外として、きのこ・くだもの・しだ類等の「有機的森林小産出物」は、森林所有者がこれを自由に採取できると述べている。私有林における非所有者の採取には罰則があり、森林法典施行令等による特別刑事罰（*sanctions pénales spéciales*）の適用を受けていた。

Rondeau は、2012年7月1日に発効した改正森林法典による罰則強化を次のように解説する。土地所有者の許可を得ないきのこ類の採取は、トリュフの場合は量に関係なく、その他のきのこの場合は10㍻を超える場合、刑法典の窃盗罪と同等の「懲役3年+4万5千ユーロの罰金」となる。複数犯による大量採取などの悪質なケースでは量刑がさらに重い。これらの量刑の適用は、刑法典の原則に従い犯意の証明が条件となる。私有林での10㍻未満の無許可採取の場合は、犯意の有無にかかわらず第4級違警罪（750ユーロ以下の罰金）が適用される。なお、国有林・市町村有林では5㍻を超えない採取は許可され、罰則の対象とならない。環境法典施行令 R.412-8条の規定に基づく1989年10月13日のアレテは、県知事に、全てのきのこの採取・譲渡についてこれを禁止するか制限する権限を与えた。*Rondeau* の例示の一つにスイス国境に位置する *Jura* 県のアレテがあり、「1)自生きのこ種の採取または収穫は、所有者自身の権利行使でない限り、2kg/人日に制限される。2)自生きのこ種の採取または収穫を販売目的で行う行商は、私有地の所有者が自分自身またはその権利所有者によって収穫されたものに限って販売できる」。こうした県知事のアレテに反した場合、第4級違警罪（750ユーロ以下の罰金）の適用を受ける。

関連する判例・市民の認識や、入林一般に関する法制度などの検討は、今後の課題としたい。

引用文献

- (1)*Liagre, J.*(1997) *La forêt et le droit*, La Baule, 746pp.
- (2)*Rondeau, N.*(2012) *Droit du ramassage des champignons*, *Forêt de France*, 556 : 39-40

(連絡先：古井戸 宏通 furu@fr.a.u-tokyo.ac.jp)

イングランドにおける自然アクセス活動の実態と規範 —Epping forest と Cleeve Common におけるアンケート調査から—

○齋藤暖生(東大演)・三俣学(兵庫県大)・POWELL, John (Univ. Gloucestershire)

背景と目的

英国では、人々が自然にアクセスする権利が拡大される経過をたどってきた。ごく主要なものを取り上げると、1932年歩く権利法(The Right of Way Act)により土地所有のいかんに関わらず20年以上にわたって公衆が通行してきた道に「歩く権利」が認められ、2000年田園地域および歩く権利法(The Countryside and Rights of Way Act, 以下 CRoW 法)により全てのコモンランド(入会地)に対して、公衆が面的にアクセスする権利が認められた。一方で、不特定多数の公衆による自然アクセスの実現により、①利用者対土地所有者、②利用者対利用者の対立が生じることが報告されてきた。本報告では、人々の自然アクセス活動の実態と行動規範を把握することにより、これらの問題がいかに回避されるのかを考察することを目的とする。

方法

人々が頻繁に訪れる緑地において、利用者を対象としたアンケート調査を行った。都市部と地方部では行動様式および行動規範が異なる可能性が考えられ、都市部についてはロンドンの Epping Forest (以下、EF)、地方部についてはコッツウォルズ地方の Cleeve Common (以下、CC) で調査を実施した。調査は2015年8月にそれぞれ3日間実施し、EFで193件、CCで203件の回答を得た。

結果と考察

利用者の活動内容は、いずれの調査地でも散策(歩行)が大部分を占めるが、EFではより多様な活動が行われる傾向が見られた。回答者が散策を行う頻度は、週に1、2日以上とする回答がEFで7割、CCで6割を占め、散策は頻繁かつ反復的な自然アクセス活動であることがわかった。

フットパスを通行する際に経験したトラブルについて尋ねたところ、いずれの調査地においても道迷いが最も多く(EF36.9%、CC55.7%)、ついで、EFにおいては上記②タイプに属する「躰されていない犬への遭遇」(17.0%)が、CCにおいては上記①のタイプの「土地所有者に締め出される」(31.1%)が挙げられた。他者とのコンフリクトを避けるために心がけることとして、いずれの調査地でも、「アクセスを禁じる掲示に従うこと」「犬を躰けること」「カントリーサイド・コード(*注)に従うこと」が特に重要であると認識されていた。

散策に関わる知識や認識の由来を尋ねると、いずれの調査地でも、「家族(両親)から教わった」とする回答が大半を占めた(EF69.3%、CC74.3%)。

これらの結果から、家族など身近なもの同士で行われる日常的かつ頻繁な自然アクセス活動が維持されることこそが、拡大される自然アクセス権の背景で、それが生じうる問題を回避あるいは緩和している可能性が示唆される。

*注: 田園地帯の訪問者が心がけるべきことについて、公的機関である Countryside Commission が1981年に提示したガイドラインをいう。2004年に改訂されている。

(連絡先: 齋藤暖生 haruo_s@uf.a.u-tokyo.ac.jp)

マウンテンバイカーによる自然アクセス担保の方法と課題 —世界各地の事例から—

○平野悠一郎（森林総合研究所）

研究の背景及び目的

マウンテンバイカー（マウンテンバイク愛好者。以下、バイカー）は、1970年代以降、欧米諸国を中心にマウンテンバイクの普及が進んできたこともあり、今日では世界各地において、林地・野外トレイル等への自然アクセスを求める有力な主体の一つとなった。しかし、自転車という非モーターの「乗り物」を駆使するため、足のみを使うウォーキングやランニングは勿論のこと、自動車やオートバイとも異なる制度的枠組みやアクセス規定の下に置かれてきた。

そこで本研究では、自然アクセスの一形態としてのマウンテンバイカーが、世界各地にて、①どのような制度的・社会的位置づけにあり、②どのような方法で自然アクセスを担保しているのかを整理・考察し、その特徴を明らかにするとともに、自然アクセス制研究への示唆を導き出す。

結果と考察

欧米・アジア等を中心に整理を進めた結果、総じて、マウンテンバイカーの自然アクセスが、1970年代以降という最近において急増し、いずれの地域でも「新興アクセス主体」として、ウォーキング等の既存のアクセス主体からの忌避、対象となる林地・野外トレイルの地権者・管理者からの土地改変・安全管理責任への懸念というコンフリクトに直面してきたことが明らかになった。これを受けたマウンテンバイカーは、等しく、それぞれの地域の制度的・社会的な背景を踏まえて、自然アクセス担保の方法を模索する必要に迫られてきた。例えば、アメリカ（平野 2018）やカナダ等の北米地域では、全国・地方レベルでのバイカーの組織化が進み、その枠内での自主的なトレイル整備、政府等の管理者へのロビイング、対立主体との交渉・調整が促されたことで、法律や契約等において、バイカーの自然アクセスが反映されるようになってきた。一方、イギリスやドイツ等では、既存の自然への公的なアクセス権という法的な枠組みに則る形で、新興のマウンテンバイカーによる自然アクセス保障がなされる傾向にある。他方、日本や中国・台湾などでは、マウンテンバイカーの自然アクセスに関して、その法的・制度的な位置づけが不明確な状態が続いてきた。その中であって、日本のバイカー有志は、過疎化に悩まされる地方自治体や集落住民と直接的な信頼関係を築くことで、その所有・管理下にある林地や野外トレイルを利用させてもらうという取り組みを進めている（平野 2016）。

以上に見られるように、世界各地でのマウンテンバイカーの自然アクセス担保の方法は、極めて多岐に渡っている。しかし、その過程では、持続的かつ他の主体や地権者等に配慮したアクセスを実践できる技法やマナーの普及、すなわち過剰利用やフリーライドを抑え、効果的な棲み分けを図るための仕組みづくりが、共通の課題ともなっている。

平野悠一郎（2018）「アメリカの林地利用の調整における利用者組織の役割：IMBAを通じたマウンテンバイカーの取り組み」『林業経済研究』64(2)：12-23

平野悠一郎（2016）「マウンテンバイカーによる新たな森林利用の試みと可能性」『日本森林学会誌』98(1)：1-10

（連絡先：平野悠一郎 hiranoy@affrc.go.jp, hirano_yuichiro@yahoo.co.jp）

日本におけるフットパスの設置の仕方について —根室フットパスを事例にして—

○泉 留維（専修大）

はじめに

北海道東部の根室地方は、主に根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町から構成され、一般的に夏は冷涼で、冬の寒さは非常に厳しい。酪農や水産業が盛んな地域であり、それらを活かしたフットパス・トレイルの設置が 2003 年頃から行われている。人々が、その地域の自然や歴史、文化に触れて楽しみ、また自らの健康増進などのために歩く道が、日本におけるフットパスやトレイルである。イングランドのように歩く権利と連動してパブリック・フットパスが存在しているのとは異なり、日本の場合はそれらの道に対して特定の法的権利は付与されていない。

根室地方では、現在、利用を確認しているもので、6 つのフットパス・トレイル（根室フットパス、落石シーサイドウェイ、北根室ランチウェイ、旧標津線跡フットパス、標津線路跡フットパス、上武佐フットパス）が存在し、その総延長は約 158km となっている。その中で、北海道内全体で見ても、最も初期に設置されたのが根室フットパスである。

研究目的と調査手法

2003 年から設置が始まった根室フットパスは、根室市の酪農家集団 AB-MOBIT という 5 人からなるグループが、行政の手をほとんど借りず、地元産業界の支援を受けながら、主に自らの所有する牧場の中に歩く道を整備することで形成されていった。根釧台地の原生的風景を楽しめるばかりではなく、明治期の開拓や昭和期のパイロットファームの歴史、当地の生活・産業の成り立ちを知ることができるコースになっており、メンバーの私有地だけでは、国有林や道路以外の公有地を通り抜けるところもある。たが、日本には歩く権利やアクセス権といった法的権利がないこともあり、自らの所有地以外にコースを作る場合は、その度に土地所有者を探して合意を取る必要がある。

本研究は、日本のフットパスやトレイルのコース設定と土地所有者との関係性に注目するものであり、2010 年から報告者がコース整備等に関わっている根室フットパスの参与観察の結果から課題を分析するものである。

結果

根室フットパスがあるエリアは、人口密度が低く、放牧地や採草地、あとは林野がかなりの割合を占めている。既設 4 コースは、メンバー以外の私有地を避ける形となっており、他のフットパスでしばしば見られる相手の厚意を前提とした合意を取らなくてもよいようにしている。道路以外の公有地については許可が得やすく整備もしやすい廃線路跡を主に利用しているが、国有林のみ測量が求められ、間接的に利用料を支払っている。整備中の新コースは非営利団体の所有地や不在地主の土地があり、調整の難易度が上がっている。

（連絡先：泉 留維 izumir[at]isc.senshu-u.ac.jp）

小笠原における持続可能な観光のためのローカルルールの実状

○寺崎竜雄（日本交通公社）・土屋俊幸（東京農工大学）

はじめに

小笠原ではホエールウォッチングを実施する場合に必要な自主規制としてホエールウォッチング協会による自主ルールが 1989 年に制定された。これは日本における持続可能な観光のためのローカルルールの先駆けである。小笠原ではその後も南島と石門におけるルールや観光の対象種ごとのルールなどが定められ、運用されてきた。このようなローカルルールを題材とした研究には個別のケースを取り上げて内容や課題等を論じた例はあるものの、複数のケースを対象にして制定過程や運用の実状を包括的に分析した研究はみられない。そこで本研究は、小笠原で運用されているローカルルールを時系列で整理し、複数のルールが自発的に生まれ運用されてきた要因を考察することを目的とする。

調査方法

- 1) 既存資料等をもとに小笠原村内で運用されているローカルルールを抽出する。
- 2) 関係各所への面会による聞き取り調査、現地視察調査をもとに各ローカルルールの実状を把握する。

結果と考察

小笠原エコツーリズム協議会発行の「小笠原ルールブック（平成 27 年度版）」と関係各者への聞き取り調査をもとにすると、小笠原では現在 10 件のローカルルールが運用されている。最初のケースであるホエールウォッチング自主ルールは、小笠原諸島返還 20 周年記念事業として実施したホエールウォッチングイベントをきっかけに、ハワイの例を参考にして作られた。当時の日本では斬新な試みだったが、事業開始と同時に導入したため事業者、観光客ともに比較的容易に受け入れられ今日に至っている。法律や条例によらなくとも自分たちで定めたルールによっても資源の保護や保全が行えるという認識が観光事業者の中で広まり、その後の自主ルールの制定につながった。

東京都と小笠原村との協定により遵守が強制される南島ルール（2002 年締結）は、小笠原村観光協会による南島観光利用の自主ルール（2000 年設定）と小笠原村の自主ルール（2001 年設定）をもとにしたものであり、島内関係者の自発的な活動が発端である。2004 年頃から相次いだ対象種ごとのルールは観光協会ガイド部所属の事業者の発案によるものであり、事業の持続可能性の確保を目的として事業者間で取り決められたものである。

自主的なルールが定着した要因は、ホエールウォッチングのルールをきっかけとした成功の連鎖に加え、ルール制定の中心となった観光事業者らが自然科学の研究者との交流が密であること、自然環境保全に対する意識が高いこと、他者からの管理より自律を好むこと、であると考察した。さらに、このような動きを引き起こす数名のキーパーソンの存在が重要であることが明らかになった。

（連絡先：寺崎竜雄 terasaki@jtb.or.jp）

市民活動による都市近郊地域資源の保全・管理の可能性 —埼玉県見沼たんぼを事例として—

○星 健太・土屋 俊幸(東京農工大院)

はじめに

都市における緑地や自然の再評価とともに都市近郊地域の農地、樹林地などの農的資源が都市に近接した資源として評価されるようになったが、近郊地域の農的資源を広域的に保全する事例は殆どみられず、また非農家市民による農的資源の保全・管理の事例も限られている。埼玉県「見沼たんぼ」地域は、市街地に隣接しながら約 1260ha が行政の指導により農地・公園・緑地以外の土地利用を規制することで保全された緑地空間であり、多様な市民活動が展開されている地域である。この地域が今日までどのように残され、また現在どのような活動が展開されているのかを明らかにすることで、広域的な都市近郊地域資源の保全・管理に市民活動が果たす役割を考察することを本研究の目的とする。

なお、調査は文献調査及び聞き取り調査により行った。聞き取り調査は 2016 年 8 月から 2018 年 10 月にかけて、市民団体や行政担当者等計 16 主体に対し行った。

結果と考察

都市近郊地域としての「見沼たんぼ」保全は埼玉県が遊水機能維持のため農地転用を強制的に規制したことに始まるが、その後行政のゴルフ場開発計画や公共施設建設に対し市民による保全運動が展開され、それにより現在の土地利用制度が確立し今日まで保たれてきた。

そのように保全されてきた「見沼たんぼ」では、現在大きく 3 種類の市民活動が行われている。①地域価値の付加…見沼の景観等を活用したいと考えた様々な団体が活動し、また地域のイベントに参加することで、地域の資源に多様な価値を付与している。②直接的資源管理…およそ 10 団体が市民農園等により地域資源管理の担い手となっている。管理面積は農地全体の 4%ほどだが、周辺農地への援農や耕作放棄地の解消による営農環境向上なども含め農地の維持に貢献している。③政策提言…複数の市民団体による中間支援組織が知事への公開質問を通して県、市による斜面林の公有地化を引き出すなど、運動により保全を推し進めている。

「見沼たんぼ」でみられた市民活動から、非農家の参入が難しい近郊地域資源に対し、市民は活動を通して地域の価値創造に寄与し、また資源管理に直接携わる実践的な行動を通して地域の一員となり、官民協働の保全における主導者となりうることが示された。

(連絡先：星 健太 s170416x@st.go.tuat.ac.jp)